

船穂地区地区計画

岡山県南広域都市計画地区計画の変更(倉敷市決定)

都市計画船穂地区地区計画を次のように変更する。

| | | | | | | |
|-----------------|-------------|--|---------|-----|---------|-----|
| 名 称 | | 船穂地区地区計画 | | | | |
| 位 置 | | 倉敷市船穂町船穂地内 | | | | |
| 面 積 | | 約 23.0ha | | | | |
| 区域の整備・開発及び保全の方針 | 地区計画の目標 | <p>本地区は、船穂町の南西部に位置し J R 山陽本線、国道 2 号玉島バイパスに囲まれ、近くに山陽自動車道玉島インターチェンジがあるなど、交通の利便性が非常に高いことから、工場や流通業務施設の集積を目指す地区である。</p> <p>このため地区計画の策定により、公共施設の整備、建築物の規制、誘導を行い、適正かつ合理的な土地利用を図り、工業流通団地としての良好な環境を形成し保持することを目標とする。</p> | | | | |
| | 土地利用の方針 | <p>工場の利便を増進し、流通機構の発展を期するため、工場や流通施設を誘導し、周辺環境へ配慮しながら、地域づくりを進める。</p> | | | | |
| | 地区施設の整備の方針 | <p>良好な工業流通団地として発展を期するため、区画道路（幅員 6 m、12m 及び 28m）の整備を行う。また、環境保全のため、緑地及び公園を配置する。</p> | | | | |
| | 建築物等の整備の方針 | <p>良好な工業生産環境、流通業務環境を保持するため、建築物の用途の制限、適正な敷地規模の確保のため敷地面積の最低限度を定め、建築物の秩序化と調和を図るため壁面の位置の規制を行う。</p> | | | | |
| 地区整備計画 | 地区施設の配置及び規模 | 道路 | 名 称 | 幅 員 | 延 長 | 摘 要 |
| | | | 区画道路 | 6m | 約 180m | |
| | | | 区画道路 | 12m | 約 1500m | |
| | | | 区画道路 | 28m | 約 280m | |
| | 緑地 | 名 称 | 面 積 | | 摘 要 | |
| | | 1 号緑地 | 約 1.0ha | | | |
| | | 2 号緑地 | 約 0.1ha | | | |
| | | 3 号緑地 | 約 0.2ha | | | |
| | 公園 | 約 0.4ha | | | | |

| | | | | | | |
|--------|------------|---------------|--|--|--|--|
| 地区整備計画 | 建築物等に関する事項 | 地区の区分 | 区分の名称 | 工場及び流通区域 | | |
| | | | 区分の面積 | 約 23.0ha | | |
| | | 建築物の用途の制限 | 工場（日本標準産業分類の大分類一製造業に該当するもの）及びこれらに付随する事務所、従業員宿舍以外は建築してはならない。 | 流通業務施設（日本標準産業分類の大分類一運輸・郵便業の内、中分類一道路貨物運送業、倉庫業に該当するもの）及びこれらに付随する事務所、従業員宿舍以外は建築してはならない。 | | |
| | | 建築物の敷地面積の最低限度 | 当地区においては、建築物の敷地面積の最低限度は、5,000㎡とする。 | | | |
| | | 壁面の位置の制限 | 建築物の外壁又はこれに代わる柱の面から、道路境界線又は区域境界線までの距離は5.0m以上、その他の敷地境界線までの距離は2.0m以上とする。 | | | |



なお、船穂地区地区計画は、建築基準法第68条の2第1項の規定により、区域内における適正な都市機能と健全な都市環境を確保することを目的に、建築物の用途及び敷地に関する制限を条例で定めている。